

## 近世朝廷における太政大臣補任の契機とその意義

長坂良宏

はじめに

本稿は、近世朝廷において太政大臣に補任された人物を取り上げ、その任官の過程や補任された意義について考察するものである。<sup>(1)</sup> 太政大臣についてはすでに橋本義彦氏が律令制下の太政大臣から撰関分離後までを検討している。<sup>(2)</sup> 氏はその中で、「本来師範訓道と万機総摂を任とした太政大臣は、しだいに後者の機能を失って名誉職化した<sup>(3)</sup>が、ただ前者の任務と幼主を補助する摂政の職責とが合体して、天皇元服の加冠は摂政太政大臣が奉仕するのが、後世まで永く定制となり、さらに摂政は加冠奉仕のために太政大臣の任に就き、それが終われば辞任するのが常例となっていた」と述べ、天皇元服の際の加冠を行うことをその補任の目的と述べている。また『日本国語大辞典』<sup>(3)</sup>の「太政大臣」の項でも「朝廷では

明治に至るまで、天皇元服の際には摂政の太政大臣が加冠の役を勤めるといふ慣例が続いていた」と記述されている。

近世における補任者は全て撰家の人物であったが、<sup>(4)</sup>近世を通じてほぼ大臣を独占してきた撰家でさえも、表1にあるように補任された者はわずかに七名であった。<sup>(5)</sup> また前述した天皇の元服加冠役を勤めた太政大臣はその七名のうちわずかに二名である(表2参照)。こうしたことから、太政大臣への補任には元服加冠役以外の契機が存在していることが指摘できよう。そこで本稿では太政大臣へ補任される契機について考察し、またその補任を主体的に担ったのはどこであったのか、その補任の意義はどのようなものであったのかについて明らかにしていく。この補任された七名の各事例を詳細に検討し、江戸時代における太政大臣補任の類型を見出したい。

表1 近世近世太政大臣就任者一覽

人名	官位	年齢	就任年月日	辞任年月日	天皇	備考
近衛基熙	従一位前関白	62	宝永6年(1709) 10月25日	同年12月9日	東山	
近衛家熙	従一位摂政	44	宝永7年(1710) 12月25日	正徳元年(1711) 7月28日	中御門	天皇(中御門) 元服加冠
近衛家久	従一位関白	47	享保18年(1733) 1月25日	同年12月27日	中御門	東宮(桜町)元服 加冠、准三后
一条兼香	従一位関白	55	延享3年(1746) 2月28日	宝暦元年(1751) 7月29日	桜町	儲君親王(桃園) 元服加冠、准三后
近衛内前	従一位摂政	41	明和5年(1768) 5月25日	同7年10月15日	後桜町	東宮(後桃園) 元服加冠
	従一位摂政	44	明和8年(1771) 11月15日	安永7年(1778) 2月8日	後桃園	准三后
九条尚実	従一位摂政	64	安永9年(1780) 12月25日	天明元年(1781) 5月20日	光格	天皇(光格)元服 加冠、准三后
鷹司政通	従一位関白	54	天保13年(1842) 8月22日	嘉永元年(1848) 9月22日	仁孝	准三后

※『国史大系 公卿補任』(吉川弘文館、1982)を基に作成した。

最初に橋本氏や天皇元服の際における加冠役・理髪役、あわせて東宮のそれについてもここで簡単にその概略を述べておきたい。<sup>(6)</sup> 幼少の天皇が即位した場合、一定の年齢になると天皇元服の儀が挙行される。江戸時代においては表2にもあるように中御門・光格の両天皇がこれに該当する。元服式の際に奉仕する所役として加冠役、理髪役がある。加冠役は天皇に冠を加えるであり、原則として摂政かつ太政大臣が勤めた。また理髪役は元服する者が被っていた空頂黒幘を脱し、加冠後に冠や鬢を調える役であった。これには左大臣もしくはそれに準ずる者が勤めた。次に東宮の元服式であるが、近世においては靈元天皇が立太子の儀を復興させたことにより、朝仁(東山)以降五名の元服の儀が行われている。東宮の元服式での加冠役は原則として東宮傳が勤めた。これに不都合がある場合には東宮大夫もしくは大臣が奉仕した。理髪役は大納言、中納言あるいは参議などが勤める。鎌倉時代以降は多くの場合で、東宮大夫もしくは権大夫を兼ねていた。

#### 一 天皇元服加冠役に伴う補任

本章では天皇元服の加冠役に伴う補任についてみていきたい。天皇元服の際の加冠役を勤めているのは近衛家熙と九条尚実であるが、ここでは近衛家熙、その前年に補任された父である基熙の事例について検討を加える。

表2 天皇・東宮・儲君元服での加冠・理髪役

天皇・東宮	元服式年月日	年齢	加冠	理髪	備考
朝仁（東山）	貞享4年（1687） 1月23日	13	関白一条冬経 （兼輝）	春宮権大夫権大納言 醍醐冬基	
中御門	宝永8年（1711） 1月1日	11	摂政太政大臣近衛 家熙	左大臣九条輔実	
昭仁（桜町）	享保18年（1733） 2月1日	14	前関白太政大臣近 衛家久	春宮大夫権大納言徳 大寺実憲	母は近衛家熙 の女尚子（新 中和門院）
遐仁（桃園）	延享4年（1747） 3月15日	7	関白太政大臣一条 兼香	坊城俊逸	儲君元服、同 日に立太子 召仰
英仁（後桃園）	明和5年（1768） 8月9日	11	摂政太政大臣近衛 内前	春宮大夫権大納言西 園寺賞季	
光格	天明元年（1781） 1月1日	9	摂政太政大臣九条 尚実	左大臣鷹司輔平	
恵仁（仁孝）	文化8年（1811） 3月16日	12	傅右大臣一条忠良	春宮権大夫権中納言 花山院家厚	
統仁（孝明）	天保15年（1844） 3月27日	14	傅内大臣近衛忠熙	春宮権大夫久我健通	

※『通兄公記 八』（続群書類従完成会、2002）、『皇室制度史料 儀制 成年式一』及び『二』（吉川弘文館、2003、2007）を基に作成

近衛基熙の補任に関わる記事は宝永六年（一七〇九）の三月二十五日に確認できる。<sup>(8)</sup> 子息である関白近衛家熙から来春の天皇御元服の際にも相国（太政大臣）の仰せが出されるところのことであった。さらにその後東山院からその意向が示される。

【史料一】「基熙公記 六十四」宝永六年九月八日条

新院（筆者注・東山院、以後筆者注は省略する）仰云、明春可有天皇元服加冠之事可勤仕、且相国之事可拜任、若依病氣望不能其儀、暫時令拜任可讓撰政（近衛家熙）旨可相存之、弥於令領状者、近日可被仰関東御内意之旨也、被申御請奉畏承了、第一御元服之事近来不及御沙汰、今度御再興事所令歡喜也、仍即闕之事可拜任之旨頗餘慶不過之、尤雖可固辞、当時無其仁上者不論是非畏了、此旨宜被奏之者彼亞相（院伝奏梅小路共方）示云、心中令安堵了、兼而院御氣色若雖無領状、強可進申旨固所蒙仰也、然即今被申領掌、於一身歡喜不過之旨返之、被歡喜了、抑相国事東求院（近衛前久）殿以来、五家并清華等拜任仍断絶、今度於御元服事、愚老可任之条頗以有面目、於当世榮耀無比肩人、今日亦如此是有神助也、讓撰政者、既父子極榮花可慎々、又相国事東求院殿以来子細無知人、此事 後水尾院後西院仰慥承之、既雖記委細、日記少々焼失依無事序不慮打過、今日思出趣聊注之莫謂々々、凡相国事当時殊有名無実故、東武為贈官、五家清華等不被任之、且為耀武威内々被思召定、若又有時節有御元服御沙汰等者、武家拜任相国可有加冠儀与之旨、兼々被仰

武辺云々、但此事不及広云々、今日於関東既無知右件子細人也、朝廷尤定而雖可有注置人等閉口也、

この中で東山院は中御門天皇の元服式での加冠役を基熙に太政大臣として勤仕させたいとの意向を示し、さらにそれが難しいのであれば、しばらくは基熙に「拜任」させ、その後子息である家熙に太政大臣を譲り加冠役を勤めさせたいと述べている。つまり東山院は元服での加冠役を行うことができなくても、基熙を補任させ、さらに子息の家熙も補任させる意向であったことがわかる。これに対して基熙は、太政大臣への補任は近衛前久以来であり、<sup>(9)</sup> また子息も続けて補任されることを「既父子極榮花可慎々」と述べるなど、当時の近衛家の朝廷内での強大さを物語っている。また基熙は太政大臣は武家に贈られる官位となっていて、撰家や清華家はそれに任じられることはなかったと述べ、朝廷内で伝えられてきた事として、もし元服の儀が行われた場合は武家側で太政大臣に補任されている者が加冠役を勤めるとの旨を武家側へも伝えていたと述べている。こうした武家との取り決めがいつなされたのか、あるいは実際にそのような取り決めがなされたかどうかは不明だが、太政大臣は武家が補任されるという認識が朝廷内にあつたことは指摘できよう。<sup>(10)</sup>

こうした東山院の意向を受け基熙は同じ年の十月に補任される。しかし基熙自身の体調問題から辞任を申し出ている。<sup>(11)</sup> さらに体調問題だけでなく、次のような理由も含まれていた。

【史料二】「基熙公記 六十四」宝永六年十一月二日条

招撰政、昨日両伝奏傳旨令相談、凡御元服之時愚老於当官者、撰政進退難儀巖然歎此事委被檢、撰先規了、然而 新院思召若無其了簡歎、

又両伝奏不存其子細、強而申之歎不審々、所詮密々以石井宰相（院伝奏石井行豊）可相窺御氣歎之由内談決定、仍晚景招石井宰相之処、参院入夜刻只今退出之間明日可参旨有使明日必可被来由令返答了

ここで基熙は自分が元服式の際に前官ではなく、当官の太政大臣であれば、撰政である家熙の立場に支障をきたすことを挙げている。しかしこのような辞官理由に対しての東山院の意向を気に留めており、院伝奏である石井に確認するよう指示をしている。石井は翌三日近衛家を訪れ、基熙・家熙から院の意向を確認するよう指示を受け、改めて近衛家を訪れている。それが以下の史料である。

【史料三】「基熙公記 六十四」宝永六年十一月三日条

又来云今朝之儀品申入委細被聞召了、此事両伝奏只一片可勤仕之事相存之而已、於御気色者、兼而於不讓撰政者、不相叶子細能々被思召処也、品申尤思召也、猶召両伝奏委可被仰聞旨也、安途々畏存旨能々可申入由相示了、凡両伝奏不存故実故也、ここからは院と武家伝奏両方の考えを知ることができる。武家伝奏は基熙に太政大臣として加冠役のみを勤めてもらいたいとの考えであったが、東山院は元々基熙が加冠役を行うことは難しい

と考えており、加冠役を勤めるのは息子の家熙の役目であるとの意向であった。先にみた【史料一】と同様に、東山院としてはあくまで加冠を行うのは基熙辞官後に太政大臣となる撰政家熙の役目であつて、基熙へその役を行わせることは念頭においていなかったものと考えられる。実際に子息である家熙は、宝永七年に太政大臣へ補任され、宝永八年に加冠役を勤めている。<sup>12</sup>このことから基熙の補任は、二つの意味合いがあつたと考えている。一つは、加冠に伴うものではなく、基熙個人への恩典という意味合い、もう一つは、実際に加冠役を勤めた家熙との関係である。東山院としては家熙を太政大臣に補任し、加冠役を勤めさせる場合、その父親である基熙が大臣へ補任されていないという事態を避けるために、まず父親である基熙を補任させ、そして家熙を補任するという形をとりたかつたのではないだろうか。後者の点は東山院の意向なのか、子息である家熙の意向なのかは判然としないが、そうした点も考慮されたのではないだろうか。

さてこうした近衛父子の補任に対し、当時一条家の当主であつた兼香は次のように述べている。<sup>13</sup>

【史料四】「兼香公記 四」宝永六年十月二十五日条

今日以前関白基熙公被任相国告消息立下也、珎重之由相国遣使、又撰政左大将（近衛家久）等遣抑今度以前関白基熙公被太政大臣宣下此号久絶、於諸家者、正親町御宇近衛前久公以来無此号、今日宣下所来春有為御元服被宣下之歎、尤有 天皇御元服之時置此

号事流例也、此執柄任之所也、又雖華族任之是為加冠之也、案之太政大臣者天智朝始置也、又文德御世忠任公任之後、連綿其例多是贈官也、勘旧記、天皇元服之時、摂政父任太政大臣事、後一条院寛仁頃御堂関白道長公為太政大臣、其子頼通公摂政内大臣也、父子任之例始之歟、又太政大臣者師範一人儀形四海之官也、仍無其人者有不任之故即闕之官也、又今度相国拜任之儀不審以之思之、当時摂政甚奢、先以久絶被再興大慶、是儀不論之勘旧記可致之者歟

兼香は太政大臣が置かれる際の先例や父子の補任例などについて述べるなど非常に先例に精通していることが窺える。また今回の近衛父子の補任について「不審」を抱いており、当時の摂政家熙に「甚奢」<sup>(14)</sup>りがあることを指摘するなど、近衛家への批判をおこなっている。

## 二 東宮・儲君元服加冠役に伴う補任

本章では東宮及び儲君の元服の加冠役に伴う補任について検討する。東宮及び儲君元服時に加冠役を勤めたのは近衛家久、一条兼香、近衛内前の三名である。

### 1 享保十八年（一七三三）近衛家久の事例

本節では近衛家久の太政大臣補任について検討する。中御門天皇から当時右大臣であった一条兼香へ家久の加冠役について勅問

がなされる。

【史料五】「兼香公記 一二六」享保十七年十一月二十二日条  
申下刻為 勅使右大将（花山院常雅）入来見之

被申 勅定云、来年東宮御元服為加冠之事、先例傳為勤仕、然とも関白有御由緒之間、可為加冠、而前官二而如何、此度東宮御生長不及摂政義之間、直二御元服前可被授官之由思食之、此義関白被尋下之事如何、仍下官被尋下之由也

勅答云、令畏奉入御念加冠之義、有御由緒可為関白之由、是既貞享度兼輝為当職為加冠有近例令畏奉、又可被授官之事是以令得其意可被任叡慮之由言上之

右大将迄申云、於天皇御元服者、被引異朝例相国為加冠、於東宮元服者、不及相国既承之、相国為加冠貞和良基公為関白為加冠、此度更任相国未能管見、彼時両ヶ例共二為伝相交及御沙汰乎、余不先例事とも不存知、兎角可被任叡慮之由乍序雑談了  
中御門天皇は来年の東宮元服の際の加冠役について、先例では東宮傳が勤めるものであるが、今回は関白である家久に「御由緒」もあるのだ、関白に加冠役を勤めてもらいたい。しかし家久はすでに享保十一年に左大臣を辞官し、前官であるため、官を授けたい、つまり太政大臣に補任させたいと思うが、兼香はどのように考えているか聞かせてもらいたいと、勅使花山院を通じてその意向を示している。ここでいう「御由緒」とは昭仁（後の桜町天皇）の母親は近衛家熙の女尚子で、関白家久とは伯父一甥の關係に当

たることを指している。これに対し、自身が東宮傅であった兼香は、貞享四年（一六八七）の朝仁（後の東山天皇）元服式の際に一条兼輝が関白として加冠をおこなっている近例が存在するため問題はなく、<sup>15</sup> 太政大臣への補任も叡慮に任せると返答している。しかし兼香はその後勅使花山院に対し、天皇の元服は異朝（中国）の例を引いて、太政大臣が加冠をおこなっているが、東宮の元服に際して太政大臣が加冠を行うことはない。また関白が加冠役を担う事例は貞和・貞享と二度あるが、さらに太政大臣に任じられて加冠をおこなう事例を知らないと述べ、東宮の加冠役を太政大臣が担うことについて疑義を呈している。しかし最終的には叡慮次第とし、天皇の意向を尊重する姿勢を花山院に伝えている。このように、東宮の元服式では東宮傅が加冠役を勤める先例であったが、この享保十八年の元服式では中御門天皇の強い意向により、関白が太政大臣として加冠役を勤めることとなったのである。その後関白家久から兼香に対して、加冠役を担うことになった経緯について説明があり、そこでもやはり中御門天皇からの強い要望により家久は加冠役を「御請」することになったことが述べられている。<sup>16</sup>

こうした家久の補任をめぐることは撰家以外の公家からの意見も見ることが出来る。次に挙げる史料は清華家である広幡家の当主、広幡長忠の日記からである。当時の広幡家は近衛家の家礼であった<sup>17</sup>

【史料六】「長忠卿記 二」享保十七年十二月二十一日条

野宮（野宮定俊）被談云、博陸相国所望、仍関東江御相談之上、被任相国由、頭中将家来談云々、尤左右大臣不勅問可被任由、院崩御之博陸威更強、外撰家全体不能申是非、予博陸之弟子、然共改謁行末可恐々々、

長忠は野宮から博陸（関白）が太政大臣への補任を望んだため、関東へ相談した上で補任された事、またこの補任が左右大臣の勅問を経ずに行われたものであることを聞いている。さらに長忠の意見として、院（霊元院）が崩御した後、関白の権限は非常に強くなり、他の撰家が意見をできるような状況でないことを述べ、当時の家久の朝廷内での立場が非常に強大であったことを物語っている。また勅問については【史料五】にあるように勅問が行われている。しかしここで重要な事は、今回の補任は、勅問という正式な手続きを経ずに補任するという噂が朝廷内で広まっていた事であり、中御門天皇が家久を太政大臣に補任させたいという強い意向があったことの証左といえよう。

さてこうした中御門天皇の強い意向により、家久は享保十八年の一月二十五日に太政大臣に補任され、同年の二月一日に元服式の儀が行われた。そこで家久は加冠役を無事に勤めあげた。これにより東宮の元服において、太政大臣が加冠役を勤めるといふ先例ができることとなった。さて、次に問題となったのは家久の太政大臣辞退の時期であった。

【史料七】「難波宗建卿記 三十四」<sup>18</sup>享保十八年七月七日条

議奏輩召御前仰云、今度関白辞退相国被聞召了、而當春依春宮御元服被任之由、雖被申之、不其儀而已、當時東宮外戚、且以當官勤仕加冠、旁以被任之、今度於辞退者、依加冠之義而已似被任之歟、今暫不可及被辞之旨、今日以職事可被仰下、

家久の辞官の意向を聞いた中御門は、ここで辞退してしまえば、補任されたことは加冠役を勤めることのみになってしまふため、もう少し留まるように命じている。しかしこれに対し家久は次の様に述べて、太政大臣を辞退することとなる。

【史料八】「難波宗建卿記 三十四」享保十八年十二月二十七日条  
官位御沙汰也、関白被辞相国了、先以議奏輩有仰之儀、来春被申請小朝拜、於然者関白不被辞当官被立小朝拜可然思召、且節会相国内弁前例勿論也、旁以至来春辞退、尤思召之旨雖被仰出、再応依衣辞申之被許了、殿下密々被申予、太政大臣内弁事、舊例蒙掖宣旨昇殿為規模者也、是多宿老所為歟、且於執柄者、太政大臣行内弁強不面目者也

中御門天皇は、来年の小朝拜で家久に太政大臣として内弁を勤めてもらいたい意向であったことがわかる。しかし家久は、太政大臣は掖から昇殿できる宣旨を蒙っており、太政大臣の内弁を関白が勤めることは「不面目者」であるとし、太政大臣を辞退している。

## 2 延享三年（一七四六）一条兼香の事例

次に延享三年二月二十八日に補任された一条兼香の事例について

て見ていきたい。

【史料九】「兼香公記別記 十二」延享三年二月十二日条

午刻父子（一条兼香・一条道香）共参内、招帥中納言（議奏広橋兼胤）伺天氣、而出御、御学問所予参御前、両伝奏議奏参人列座二而被申渡、久我（武家伝奏久我通兄）被申云、

主上御幼少時ヨリ東宮傳相勤、夫ヨリ当職候処、撰家中少々幼少候処、無滞相勤御機嫌候事候、依之太政大臣被成下候旨申渡、尤関東相濟由也、申御請也、

主上（桜町天皇）が幼少の頃から東宮傳として勤め、また撰家衆が近年幼少の中で、滞りなく関白として朝廷運営を行っている。こうした功績から太政大臣へ補任する旨が申し渡されている。兼香はこれを「御請」し太政大臣へ補任される。またあわせて幕府の許可はすでに取っている旨が記載されていることにも留意したい。この補任に対し広幡長忠は次のように述べている。

【史料十】「長忠卿記 三十三」延享三年二月十五日条

伝聞今月下旬廿八日頃兼香公相国宣下云々、近世近衛基熙公家熙依天皇天服任基熙公任相国後関東中御門院元服讓、下向于時依为天皇息関白家熙云々、家久公依当今東宮御元服、此度無何故被任、

長忠は今回の補任について、特に理由がないと述べている。しかし実際には兼香は延享四年三月十五日に儲君（後の桃園天皇）の加冠役を勤めていることから、この補任は、儲君の加冠役を担わせることが第一の目的であったと考えられよう。



3 明和五年（一七六八）近衛内前の事例

最後に明和五年の近衛内前の事例について検討する。後桜町天皇は武家伝奏に対し、以下の申し渡しを行う。

【史料十一】「兼胤記 三十九」<sup>(23)</sup> 明和五年二月二十七日条

一 兩人（武家伝奏広橋兼胤・姉小路公文）召御前勅言云、摂政（近衛内前）多年之当職自踐祚之節、摂政之勤劳茂有之、  
二付、被任太政大臣度思召、東宮御元服も被仰出候ハ、  
御加冠に被仰出候間、右之通二思召候、関東へ宜御内慮可  
申達被仰出、兩人畏奉退了、

近衛内前に対して、多年に渡り摂政・関白を勤めてきたことへの功劳、また来年の東宮元服の際に加冠役を勤めてもらいたいとのことで、太政大臣に補任したいとの後桜町の意向が武家伝奏兩名に示され、幕府へ「御内慮」を伺うよう指示を出している。このように内前の場合は、多年に渡る功劳と翌年に控えた東宮元服での加冠役という二つの理由から補任させることが朝廷内で決定したものであった。

これに先立ち摂家衆へ後桜町から勅問があったことが広橋兼胤の日記から窺い知ることができる。

【史料十二】「八槐御記 二十八」<sup>(24)</sup> 明和五年五月二十五日条

抑今度御昇進之事、正月十七日召左大臣（九条尚実）右大臣（鷹司輔平）前関白（一条道香）有摂政多年之当職、殊当今自踐祚為摂政被存知万機、有勲功有勤劳可被任太政大臣叡慮之旨有勅、

左右両相被奏不可有子細之由、前博陸多年有其望、且為超越之由、難被申請吾昇進之事、当今讓国之儀近年也、在位之間可被賞叡慮也、於前関白者東宮受禪之後最可被賞之由、再三有勅依此詔旨前関白被畏申、三公一等被応叡慮了

ここでは摂家衆に対して、内前を太政大臣に補任することへの承諾を得ている事がわかる。その中で、一条道香が長年に渡って太政大臣を望んできたことが記載されているが、内前を「超越」してしまふため、申請することが難しく補任が叶わなかったことがわかる。しかし延享の兼香の事例では、当時の関白道香を兼香が「超越」<sup>(25)</sup>しており、その先例がないわけではない。一条道香が補任されなかったのは、「超越」が理由というよりも後桜町天皇の意向、もしくは幕府側の承諾が得られなかったものと考えられる。内前は明和五年五月二十五日に太政大臣に補任され、享保十八年の新しく作られた先例に倣い、同年の八月九日に英仁（後の後桃園天皇）の加冠役を勤めた。これに対し野宮定晴は次のような意見を日記に記している。

【史料十三】「定晴卿記 二十五」<sup>(26)</sup> 明和五年八月九日条

是日儲皇（後の後桃園天皇）御元服日也、（中略）次御冠儀、加冠摂政太政大臣、理髮春宮大夫、（中略）抑青闈御冠儀、相国為公兼伝之人也役之、抛件例貞享度関白冬経公加冠、是見誤貞和例者也、享保度家久公追覆轍、剩任相国、全如天皇御元服、可

謂重失錯、今度不改之猶隨享保例、傳大臣（鷹司輔平）雖出仕唯候御裾而已、捨多分之舊規、守近例一二之覆轍、最非礼也、定晴は東宮元服で太政大臣が加冠役を勤める事は大きな誤りであり、「覆轍」を踏襲してしまっていることを指摘している。これでは天皇の元服の時と変わらなくなってしまい、重大な失錯であると嘆き、多くある旧例を用いずに、少しの近例を守ることに対し「最非礼」と断じている。この野宮の意見のように、東宮元服における太政大臣の加冠に対して、公家内部にも批判がなかった訳ではない。

### 三 加冠を伴わない補任

本章においては、天皇及び東宮の元服加冠役とは関係なく補任された事例について検討をおこなう。

#### 1 明和八年（一七七二）近衛内前の事例

近衛内前は明和五年にも一度太政大臣へ補任されているが、その三年後の明和八年に還任の件が持ち上がることとなる。また併せて同じ年に幕府へ願いが出された近衛家の家領加増の件についても検討を加えたい。

【史料十四】「兼胤記 四十八」明和八年十一月五日条

一 大炊頭（京都所司代土井大炊頭利里）申撰政殿御加増一件之事、関東江掛合返答も有之二付、示聞心覚之書付渡之、

撰政殿事御三代之当職ニ而格別之勤勞茂有之候事故、御加増之御沙汰被為在度段 御内慮可被仰進哉、先達而先被及御内談候処、一旦御加増茂有之、何レニ御加増与申儀不容易事ニ候得者、難及言上様存候、且宝曆六子年閑白殿へ心附之儀御内慮被仰進候節之趣茂有之可難成存候ニ付、御加増ニて無之、何被遺物ニ而茂有之候様被遊度御内慮之儀ニ候ハ、品により言上茂可相成哉之趣先達而申入候、然処此節御内々思召之趣被 仰出候者、年寄共より申來趣被聞召候、併厚思召之事候間、何卒及言上、何レ共思召之趣被 仰進候様二者相成間敷哉、私迄茂及御内談候様御沙汰候様加了簡及言上、御返答有之候様宜取斗旨、呉々御内々御沙汰ニ候由、被仰聞候段ニ重キ思召之 御内慮之儀茂候ニ付、右之段関東江相達、内々達 御聴御内意を茂相伺候処、御代々彼是御規定等茂有之儀ニ候得ハ、表立被 仰進候時者御挨拶等茂難被遊様ニ被 仰出候、右之通ニ候得者

御内慮被 仰進候而者、甚御挨拶御難被可被當哉与存候、右之趣御内人迄可然様御内談申入後加増御内意御沙汰之儀ハ何分不被仰進方ニ致度存候旨、然共兎角御内慮被 仰進候御沙汰ニ茂相成段被 仰進候而茂迎茂御内意之通御返答者被 仰出間敷与存候由、是等之趣御内々可申達旨申越候事、

摂政である近衛内前が三代(桃園・後桜町・後桃園)に渡って、摂関を勤めてきて、格別の勤労もあるため、朝廷側から加増願いの伺いが出されていたようである。それに対し所司代は宝暦六年の心付の件もあるため、老中へ「御内慮」伺いを出しても認められるのは困難であると述べ、結果この加増願いは認められることにはなかった。

この家領加増願いの返答が幕府側から届いた同日に、内前に対し還任太政大臣の仰せが出されている。

【史料十五】「兼胤記 四十八」 明和八年十一月五日条

一 大典侍被申摂政殿事大嘗会両度当職之儀ニ茂候間、乍事重儀、還任太政大臣被仰出被思召之趣関東へ御内意可申達、先一列江此段被 仰下之由、左府(九条尚実)へ兩人参旨申入、右内兩府(鷹司輔平・一条輝良)へ被伝之旨承知之段明日可申上之由也

一 兩人向左府邸、見参申伝仰之儀、無所存旨左府も可畏存之由也、右府服者故、左府より内府へ被伝、内府より右府へ被伝、無所存之由咨状被仰聞、内府承知之段翌六日一封左府より被走越了

ここでは後桃園天皇から直前に控えた大嘗会の前に内前を太政大臣に還任させたいとの意向が武家伝奏に示され、幕府側へ通達する前に左大臣・右大臣・内大臣へ了解を得ている。了解が得られた後、幕府側へ内前の還任の御内慮伺いが出されることとなる。

【史料十六】「兼胤記 四十八」 明和八年十一月七日条

一 巳刻兩人同伴大炊頭役宅、御内慮之趣申達

近衛摂政事明和元年度此度当職ニ而大嘗会之御用兩度互相勤候例茂有之儀ニ候間、還任太政大臣可被 仰出被 思召候、当時三公之中右大臣服者ニ而、御用不被相勤、御無人ニ茂有之、其上大礼之節御饒ニ茂相成候間、旁還任被 仰出度被思召候儀ニ而ハ無之、後例ニハ不相成、此段格別之思召を以被 仰出候間、被思召候、

主上仙洞御内意之趣関東江宜被申入候事

ここでは右大臣である鷹司輔平が服喪により、大嘗会での御用が勤められないため、大臣が勤める内弁を勤めてもらうために近衛内前を太政大臣に還任させたい。また今回はあくまで特例であり、後例とはしない事などが所司代に伝えられている。この後幕府から許可があり、内前は明和八年十一月十五日に太政大臣へ還任する。<sup>(28)</sup>

こうして内前は太政大臣への還任を果たすことになるが、その還任理由には大嘗会での内弁の奉仕というだけでなく、先に述べた家領加増願いが幕府側へ認められなかったこともその一因であると考えられよう。またその還任には後桃園天皇、後桜町院両方の強い意向があったと考えられる。

2 天保十三年(一八四二) 鷹司政通の事例

最後に鷹司政通の補任について若干ではあるが、述べておきた

い。政通補任の記事は当時武家伝奏であった日野資愛の日記にその補任理由が記されている。

【史料十七】「公武御用日記 日野資愛卿記 十一」<sup>(29)</sup>天保十三年七月二十六日条

一 其後兩人（武家伝奏徳大寺実堅・日野資愛）又召 御前、  
関白（鷹司政通）儀万端行届、精勤多年勤勞等二村<sup>御内慮之  
通仰也</sup>  
太政大臣可被 宣下来月可被任之間、日時可被伺、右 御  
内意可申入、議奏へも可申伝有 仰、以兒召議奏、即五卿  
被參、同役より 仰之旨被伝之、此後兩人渡于西、兩役位  
次二候、可召関白 仰、議奏当番坊城被奉被伝召関白殿參  
進、

ここでは政通のこれまでの精勤や勤勞に報いての補任であることが述べられており、政通への恩典という意味合いが強いものといえよう。

## おわりに

近世における太政大臣補任の契機は、天皇加冠役に伴うものが二例、東宮・儲君元服に伴う補任が三例、それ以外の補任が二例であった。その中でも基熙の補任は、初めから加冠をおこなうことは困難であった基熙の補任は、功勞に報いるという側面が大きく、政通の事例とほぼ同じものであると考えられる。また宝永期

の東山、享保十八年の中御門、延享期の兼香、明和期の後桜町院など、その補任には当時の天皇・院の意向が強く反映されていたといえよう。天皇や院が主導的な役割を果たしたからこそその補任であった。

しかしこのような補任は、決して朝廷内だけで決められるものではない。当然幕府の許可が必要であった。史料上にもみられたように、幕府側への「御内慮」伺いを経て、幕府がそれに許可を与えることにより、はじめて太政大臣への補任も可能となる<sup>(30)</sup>。いかに天皇や院の意向が強く働いたとしても、幕府側の許可が出ない限り、その補任は叶わぬものであった。

最後に今後の課題について述べておきたい。本稿で検討した七名は幕府側の許可が得られた人物であり、幕府側の許可を得ることができなかつた人物も居る可能性は否定できない。今後は幕府の許可が得られなかつた人物なども考察の対象にいれ、さらに検討を加える必要がある。また恵仁（後の仁孝天皇）以後の元服においては、従来の先例である東宮傳が加冠役を勤め、新例である太政大臣の加冠ではない。また統仁（後の孝明天皇）の際には、太政大臣として鷹司政通が居たにも関わらず、やはり東宮傳が加冠をおこなっている。つまり恵仁以後の元服において朝廷内での先例の扱いが変化したと考えられるが、当該機の朝廷内の動向を視野に入れて、この変化について検討を加える必要があると考えられている。

(1) 本稿ではあくまで朝廷内で補任された人物のみを対象とし、豊臣秀吉、徳川家康、秀忠、家斉など武家の太政大臣については別稿を期したい。

(2) 橋本義彦「太政大臣について」『日本歴史』第四一〇号、一九八二年。

(3) 小学館、二〇〇〇年、青木和夫執筆。本稿では第二版を使用した。

(4) 尚、清華家も太政大臣に補任される家格であるが、近世においてその例はなかった。

(5) 撰家の三公、撰関任官については高埜利彦「禁中並公家諸法度」についての一考察——公家の家格をめぐって——『学習院大

学史料館紀要』第五号、一九八九年)、また准三后の席次の変遷を明らかにした石川和外「近世准三后考——席次規定の変遷を中心に」『日本歴史』第六二五号、二〇〇〇年)などが挙げられる。

(6) 以下の記述は『皇室制度史料 儀制 成年式一』(吉川弘文館、二〇〇三)及び『皇室制度史料 儀制 成年式二』(吉川弘文館、二〇〇七)を参考にした。

(7) 霊元天皇による朝廷運営については、高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」『日本史研究』三一九、一九八九年)、米田雄介「朝儀の再興」(辻達也編『日本の近世 二 天皇と将軍』中央公論社、一九九一年)、高埜利彦『日本の歴史 十三 元禄・享保の時代』(集英社、一九九二年)、久保貴子「天和・貞享期の朝廷と幕府——霊元天皇をめぐって——」『早稲田大学院文学研究科紀要 別

冊十四集 哲学・史学編』一九八八年)、同「元禄期の朝廷」『日本歴史』五二〇、一九九一年)、同「宝永・正徳期の朝廷と幕府」『日本歴史』五三八、一九九三年)、後改稿して同著『近世の朝廷運営』(岩田書院、一九九八年所収)などに詳しい。

(8) 「基熙公記 六十三」(東京大学史料編纂所蔵謄写本)宝永六年三月廿五日条。

(9) 近衛前久は、天正十年(一五八二)二月二日に補任され、同年五月に辞任している。前久の補任も近衛植家以来およそ五十年ぶりの事であった。本稿では史料上の制約もあり、別稿にて検討を加えたい。

(10) 実際に武家で加冠を勤めた人物は存在しない(『皇室制度史料 儀制一 成年式』参照)。

(11) 「基熙公記 六十四」宝永六年十二月一日条。

(12) 「基長卿記 二十」宝永八年正月一日条(『皇室制度史料 儀制一 成年式』)。

(13) 東京大学史料編纂所蔵謄写本。

(14) こうした近衛家への兼香の対抗意識は、山口和夫氏により指摘されている(山口和夫「近世の朝廷・幕府体制と天皇・院・撰家」(大津透編『王権を考える——前近代の日本の天皇と権力——』山川出版社、二〇〇六年)所収)。

(15) 貞享四年(一六八七)の元服式は、貞和四年(一三三八)興仁親王(後の崇光天皇)の元服式で、二条良基が関白として加冠を

勤めたことを先例としている。ただ今回の享保の事例と違い、良基は東宮傳でもあった。またこの貞和の事例は靈元天皇が立太子冊立を復興させた東山天皇元服式の直前の事例ともなる(『皇室制度史料 儀制 成年式二』参照)。

(16) 「兼香公記二二六」享保十七年十一月二十六日条。

(17) 松澤克行「近世の家礼について」『日本史研究』三八七、一九九四年)。

(18) 東京大学史料編纂所所蔵謄写本。

(19) 東京大学史料編纂所所蔵謄写本。当時難波宗建は議奏であった。

(20) 承平七年(九三七)正月四日に、太政大臣藤原忠平が節会の日  
に掖から昇殿することを聴されている(『大日本史料 第一編之七』(東京帝国大学文学部史料編纂所、一九三二年)。ここでの  
宣旨とは、この時のものを指していると考えられる。

(21) 東京大学史料編纂所所蔵謄写本。

(22) 『通見公記 八』(統群書類従完成会、二〇〇二年)延享四年三月十五日条。

(23) 東京大学史料編纂所所蔵謄写本。

(24) 国立公文書館内閣文庫所蔵。

(25) 『国史大系 公卿補任 第四編』(吉川弘文館、一九八二年)延享三年の記載でも、一条兼香は太政大臣を補任した事により、一条道香よりも前に記載がされている。

(26) 東京大学史料編纂所所蔵謄写本。

(27) 宝暦六年の心付とは、宝暦六年当時の関白一条道香に対し、幕府へ「心付」を要望する一連の一件である。本稿と直接関わりがないため詳細は別稿を期したい。尚、幕府との詳細なやりとりは『大日本近世史料 広橋兼胤公武御用日記 七』(東京大学出版会、二〇〇四年)に詳しく記されている。

(28) 尚、十一月十九日と二十一日に挙行された大嘗会では、内前が辰日の内弁を勤め、内大臣一条輝良が巳日の内弁、左大臣九条尚実は大嘗会前を行を勤めている。

(29) 国立公文書館内閣文庫蔵。

(30) 大会当日、村和明氏、山口和夫氏からご指摘いただいた。また山口和夫「朝廷と公家社会」『日本史講座 第6巻 近世社会論』(東京大学出版会、2005年)所収)にて「内慮」伺いの定着について詳細に述べられている。

(附記) 本稿は二〇〇八年九月十四日に行われた「近世の天皇・朝廷研究第二回大会」で「近世朝廷における太政大臣任官の意義」と題しておこなった報告を当日頂いた御意見や御批判を踏まえて加筆・修正したものである。当日御意見・御批判を頂いた方にはここに感謝申し上げます。また司会を務めてくださった山口和夫氏からは多くの御意見・ご批判を準備報告段階から頂きました。改めて感謝申し上げます。

(学習院大学大学院博士後期課程)